

監査公表第 2 号

平成 20 年 7 月 7 日付けをもって請求のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成 20 年 9 月 3 日

桑名市監査委員	池 田 勝 敏
桑名市監査委員	椽 尾 健 三
桑名市監査委員	蛭 川 正 文

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成 20 年 7 月 7 日

3 請求の内容（住民監査請求書の原文のまま、ただし、桑名市個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 6 日条例第 21 号）第 3 条の規定により、請求人を省略したほか、文中の個人名及び個人を推測させる名称については、それぞれ置き換えた。）

住民監査請求書

桑名市監査委員 様

平成 20 年 7 月 7 日

桑名市大字桑名字棚田 296 他に所在する桑名市所管の市有地が不法占有されていることは市有財産の管理放棄であり必要な措置を求める

請求人

略

1 請求の内容

(1) 主張事実

ア 桑名市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条第 1 項に定める公有財産の取得、管理及び処分の権限を有する（法第 149 条第 6 項）。

したがって、市長は、当該公有財産について法令、条例、規則等に基づき、適法かつ最善の注意義務をもって行政措置をなす責務を有する。

イ しかるに、市長は、桑名市大字桑名字棚田 296 に存する市所管の行政財産（市所有道路用地）について、A氏が道路を不法に占拠して家屋等を建設している事実を知りながら作為により、この不法行為に加担、容認し、なんらの行政措置を講ずることなく放置して、長年にわたり道路用地所有者としての責務を怠り、市に莫大な損害を与えている。

ウ 具体的には、桑名市所有赤道および桑名市道（以下「本件道路」という。）道路上にA氏が不法に占有する家屋等（桑名市大字桑名字棚田 296 他違法建築物）が存する。

そもそも、この道路のうち一つは、赤道として古くから使われてきた道路であるが、桑名市からの願い出で、平成 16 年度に国から桑名市に譲与されたもので法的手続きを経て、赤道として桑名市によって供用開始された道路である。

エ しかるに、現状は別紙事実証明書が示すとおり、赤道および桑名市道においては、不法占拠されている。

なお、この事実は法務局への建物図面を占有者自身の代理人司法書士（B氏）が赤道の位置を示した上で登記したことから、争う余地は存しない。（なお桑名市道の占拠部分および建物面積は虚偽の届けがなされている。）

オ 次に、本件道路の不法占拠は、いつから開始されたかを検証すると、不法占拠の開始年月日は必ずしも明確ではないが、別紙事実証明書の建物図面によると、昭和 54 年 3 月 22 日登記と明確に記載されている。

したがって、怠る事実（不法占拠）の期間は少なくとも昭和 54 年から 30 年以上であり、かつこれらの不法行為は現在も継続していることについても、これもまた争う余地はない。

カ 以上の事実を総合的に検証すると、桑名市長は本件道路の法の定めに基づく管理を全く怠り、現在に至っていることは明確であり、いかなる理由が存しようと

も法治国家において許容されざる事実であり、桑名市長はこの現状を十分認識した上で、自らの責務を全く放棄して、何らの措置を講ずることなく現在に至っており、その法的責任は免れ得ない。

キ また、桑名市においても、かかる現状を十分に認識し、現状を把握していたにもかかわらず、問題のある事案と知りながら、国に対して赤道の譲与申請を行った。

本件道路（桑名市の行政財産）用地の所有者として、不法占有者A氏に対し、違法建築物の取り壊しを命じたうえで、その市有財産の返還を求めるなど必要な措置を講じ、市の行政財産に適正な管理をなす責務を有するにもかかわらず、作為によりそれを全く怠り、現在に至っており、桑名市の本件に関しての違法性は明らかであり、この不法行為により当該道路敷地についてその財産的価値が滅失するなど、市民に対して莫大な損害を与えており、その責任もまた免れ得ない。

ク さらに、本件事実は当然、他人の不動産（公有財産）を奪取する行為を意味し、刑法（明治40年法律第45号）第235条の2「他人の不動産を侵奪した者は、10年以下の懲役に処する（不動産侵奪罪）」に該当することは明らかである。

また、桑名市長及び桑名市は、これらの犯罪の実行行為を十分に認識し、かつ、長期にわたり、意図的に当該不動産の管理を怠り、何らの法の定める行為をなさない行為（幫助の事実）によって、犯罪の実行行為を容易にさせることを十分認識した上で、今日に至っている。

かかる事実は、前記不動産侵奪罪及び同幫助罪等に該当する違法行為の実行であり、刑法上のその責任もまた免れ得ない。

（2）措置要求

また、桑名市長がこの不法占拠者宅を訪問し◎◎◎講と称する特定宗教活動を行う事が、桑名市の恒例行事となっている。本年も市長交際費に7,300円の支出（平成20年4月19日）がある。

不法占拠者は〇〇〇自治会長であり、公職として△△△審議会委員、□□□委員会委員であり、×××会会長などを兼ねる〇〇〇の顔であり、市長の有力後援者でもある。

市民として反対する意見の多い特定宗教活動に、不法占有者が市長を呼びつけ、己の顔の広さや力を誇示することは、時代錯誤も甚だしい。市長の選挙目当ての政治宣伝に自治会が動員されることは違法である。

市長にやめるように伝えるべく市職員Cに再三申し入れたが、「ええことやったら喜んで言うけど、(市長が) 恐いで悪いことはよう言わんもん。」というのが、Cのへらへら笑いながらでの返答である。

以上の事実を総合的に検証すると、桑名市は本件道路の法の定めに基づく「管理」をまったく怠り、現在に至っていることは明確であり、いかなる理由が存しようとも「法治国家」において許容されざる事実であり、桑名市長はこの現状を十分認識した上で、不法占有者に特権を与え、自らの責務を全く放棄して、何等の措置を講ずることなく現在に至っており、その法的責任は免れ得ない。

また、桑名市においても、かかる現状を十分に認識し、現状を把握していたにもかかわらず、本件赤道および桑名市道の所有者として、違法占有者に対してその「返還」を求めるなど必要な措置を講じ、[桑名市の行政財産]の適正な管理をなす責務を有するにもかかわらず、作為によりそれをまったく怠り、現在にいたっており、桑名市の本件に関しての違法性は明らかであり、この不法行為により当該道路敷地についてその財産的価値が滅失するなど、桑名市民に対して莫大な損害を与えており、その責任もまた免れ得ない。

よって、市監査委員におかれては、その職責と権限により、「怠る事実の確認」「法の定める告発義務の履行」「市行政財産に対する法の支配の実現」「不法行為に対する損害賠償請求」「正しい固定資産税の徴収と道路占用料の徴収」「駅西土地区画整理事業以前に違法占有者建築物の取り壊し命令の発令」「特定宗教活動に対する公職の出席中止と公金の支出禁止」「地方公務員法に抵触する行為をなしている関係者と職員に対する措置」など当然なされるべき必要な措置を講ずるよう請求する。

事実証明書

- ア 昭和 54 年 3 月 22 日付法務局登記建物図面の写し ① ②
- イ 桑名市所有公図かきこみ図面の写し
- ウ 桑名市法定公共物図 08000120 の写し ① ②
- エ 桑名市大字桑名字棚田 296 付近の道路遮蔽状態の写真 ① ② ③

4 監査結果の通知

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人宛てに通知した。

略

桑名市監査委員 池田 勝 敏
桑名市監査委員 椽尾 健 三
桑名市監査委員 蛭川 正文

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 20 年 7 月 7 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号 以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

第 1 請求の受理

1 請求書の提出

平成 20 年 7 月 7 日

2 請求の受理

本件監査請求は、法第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認め、平成 20 年 7 月 10 日受理をした。

第 2 監査の実施

1 監査の期間

平成 20 年 7 月 8 日から平成 20 年 9 月 2 日

2 監査対象事項

監査請求書の内容、添付された事実証明書及び請求人の陳述などを総合的に判断して、請求人の求める措置要求である下記の

- 1 怠る事実の確認
- 2 法の定める告発義務の履行
- 3 市行政財産に対する法の支配の実現
- 4 不法行為に対する損害賠償請求

- 5 正しい固定資産税の徴収と道路占用料の徴収
 - 6 駅西土地地区画整理事業以前に違法占有者建築物の取り壊し命令の発令
 - 7 特定宗教活動に対する公職の出席中止と公金の支出禁止
 - 8 地方公務員法に抵触する行為をなしている関係者と職員に対する措置
- の事項の内、法第 242 条第 1 項に規定する請求の対象は、

違法若しくは不当な

- ・公金の支出
- ・財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ・契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ・債務その他の義務の負担（借入など）

違法若しくは不当に

- ・公金の賦課徴収を怠る事実
- ・財産の管理を怠る事実

という「具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限られる」と言う趣旨から判断して、

- 2 法の定める告発義務の履行
 - 7 特定宗教活動に対する公職の出席中止と公金の支出禁止、の内「公職の出席中止」
 - 8 地方公務員法に抵触する行為をなしている関係者と職員に対する措置
- については、監査対象事項から除外し、残る事項を

- ① 怠る事実の確認
- ② 市行政財産に対する法の支配の実現
- ③ 不法行為に対する損害賠償請求
- ④ 正しい固定資産税の徴収と道路占用料の徴収
- ⑤ 駅西土地地区画整理事業以前に違法占有者建築物の取り壊し命令の発令
- ⑥ 特定宗教活動に対する公金の支出禁止

として整理し、監査対象事項とした。

3 実施した監査の概要

(1) 監査対象部局事情聴取

対象部局を都市整備部（桑名駅西まちづくり事務所、建築指導課）、建設部（土木課）、総務部（税務課）、市長公室（秘書室）とし、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、事前に陳述書の提出を求め、平成 20 年 7 月 30 日に各部長及び所管課から事情聴取を行った。

(2) 請求人の陳述等

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 20 年 7 月 30 日に新た

な事実を証明する書類の提出と陳述の機会を設けた。

陳述には、請求人から、請求内容についての補足説明を受けた。

さらに、当日、補足証拠資料として、平成 13 年に財務省理財局長から出された「不法占拠財産取扱要領」、「取得時効事務取扱要領」、「誤信使用財産取扱要領」と、〇〇〇自治会行事予定表及び平成 19 年 12 月 17 日付けの▽▽▽新聞記事の提出申し出がありこれを受理した。

第 3 監査の結果

1. 事実の確認（監査対象部局からの陳述要旨）

● 都市整備部（桑名駅西まちづくり事務所）

当該地である桑名市大字桑名字棚田 296 番地先に所在する桑名市所管の市有地は、桑名市都市計画事業桑名駅西土地区画整理事業区域内に存在する。

桑名駅西土地区画整理事業は、桑名市の中心市街地において基盤整備の遅れている近鉄桑名駅から近鉄益生駅に至る鉄道西側の公共施設の整備改善を行い、交通結節機能の強化及び宅地の有効高度利用を推進し、同時に密集住宅地の住環境改善等を図ることを目的とし、桑名市施行により、土地区画整理事業の事業決定公告を平成 13 年 9 月 10 日に行い、第 1 回事業決定公告の変更公告を平成 18 年 9 月 27 日に行っている。

桑名市大字桑名字棚田 296 番地先に所在する桑名市所管の市有地は、平成 13 年 1 月 13 日に三重県知事から国有地の編入承認を得ている。

桑名市大字桑名字棚田 298 番 2 に存する市道（市土地台帳では、明治 24 年 2 月に 298 番 3 に分筆されている）は、桑名駅西土地区画整理事業において、公共用地として明確化するため、今後地図訂正を予定している。

● 建設部（土木課）

桑名市大字桑名字棚田 296 番地先の赤道部分は、駅西土地区画整理事業に伴い、土地区画整理法第 3 条の 5（平成 15 年 6 月 20 日に同法改正により現在は同法第 3 条の 4）に定める事業による国有地編入同意を平成 13 年 1 月 23 日に受けている。

そして、平成 15 年 12 月 25 日付けで三重県知事へ国有財産譲与申請を行い、平成 16 年 4 月 1 日付けで財務省東海財務局津財務事務所長から法定外公共財産として譲与を受けた桑名市の行政財産である。

現地調査した結果、当該地隣接東側に赤道の形態があり、公図上からは赤道上に家屋が建築されていることを確認しており、当該家屋建築箇所の桑名市大字桑名字棚田 296 番西側の市道本郷門前線部分の市道幅員は前後と比べ幅員が狭くな

っていることも確認している。

しかしながら、桑名市大字桑名字棚田 296 番地先の赤道部分は、桑名市備え付け土地台帳の記載事項によると、298 番 3 が登記名義人 D（A 氏の祖父）で「道敷官地成」と記載されており、明治 24 年当時に当該赤道が 298 番 3 に「道敷官地成」として付け替えられ、交換登記等の手続きが未了のまま現在に至っているものと推定される。

なお、当該「道敷官地成」の土地は、市道本郷 2 号線の一部として、市道認定されており、既に供用済である。

次に、303 番 2 については、登記名義人が E 氏外 1 名（A 氏を含む）の共有で、昭和 35 年 4 月に分筆され、地目は雑種地となっているものの、現況道路として利用されており、この箇所についても赤道の代替として付け替えられ、手続き未了のまま現在に至っているものと推定される。

以上から、当該赤道は 2 箇所の代替道路用地を提供した上で交換され、これまで平穏無事に占用されてきており、地元関係者からも現状は認識されており、不法に占用されているものではなく、市に損害を与えているとは言えない。

次に、市道本郷門前線については、平成 11 年 1 月に境界立会の申請がされたものの、日程調整の関係で未了となり、現在まで境界未確定の状態となっている。

市道の現況幅員は、家屋が建築されている箇所においても、最小 1.8m の幅員が確保されており、官有地幅員として官有地台帳に記載されている 0.85 間 (1.55m) を上回っている。

以上から、当該家屋が市道敷地内に建築されているとまでは主張できず、不法占拠されて市民に損害を与えているとは言えない。

請求人は、不法占拠であるということを前提に、怠る事実の確認、法の定める告発義務の履行、市行政財産に対する法の支配の実現、不法行為に対する損害賠償請求、正しい固定資産税の徴収と道路占用料の徴収、駅西土地区画整理事業以前に違法占有者建築物の取り壊し命令の発令を求めているが、いずれも不法占拠ではないことから、請求の根拠がない。

なお、当該地域は桑名駅西土地区画整理事業区域に編入されており、この事業に伴う換地処分により、道路用地交換の手続き未了部分や、実質上の道路敷地として使用されている部分の処理が行われ、官有地の集約再配置等が行われる予定である。

● 総務部（税務課）

土地に係る固定資産税は、地方税法第 343 条の規定により、その土地の所有者に課税するもので、使用者（占有者や借地人）には課税しない。

今回の請求内容にある赤道および市道（桑名市の行政財産）については、地方

税法第 348 条の規定により、所有者である桑名市に対しては課税できない。

したがって、固定資産税上は、たとえ道路を不法占有していても、その占有している者に占有している土地に係る固定資産税を課税することはできない。

請求のあった家屋に係る固定資産税は現に課税している。これは、仮に違法建築物であっても、地方税法第 341 条及び第 359 条の規定により、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在において、固定資産と認定されるものであれば課税客体となるものである。

なお、付け替えとの関係で 298 番 3 は、D 名義であるが課税台帳が無い。これは、土地台帳に「道敷官地成」という記載があり、市道に認定されて非課税となっているためである。303 番 2 は、名義人 E 外 1 名で、地目雑種地で課税されている。

すなわち、固定資産税は登記上の名義人に対しての課税になるので、当然赤道は市の財産であることから非課税に、付け替えという箇所は個人の名義になっているので個人の課税対象となるものである。ただし、個人名義であっても、例えば市道認定をされている場合などは非課税の対象となる。

● 都市整備部（建築指導課）

桑名市所有赤道及び市道の道路上に不法に占有する家屋があり、違法建築物であるという申立てに対して、昭和 53 年 5 月の建築計画概要書によると、配置図上には赤道は存在せず、また桑名市道の占有についても詳細については確認できなかった。

当該土地に存在する建物については、昭和 53 年 5 月に増築として建築確認申請が出されたもので、増築面積が 53.28 m²、既設部分面積は 383.13 m²で合せて 436.41 m²であるが、建築基準法第 6 条第 1 項に基づく建築確認申請は、建築主が一定の建築物を建築しようとする場合には、事前にその建築計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならないと定めている。

建築主事が行う建築確認は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 の規定により、申請者が提出する確認申請書及び添付図書に記載されている内容に基づき、建築基準関係規定に適合することを公権的に判断する行為に過ぎず、私法上の権利関係を含め、それ以外の他の法律・命令等にかかる事項について、建築確認の対象とするものではない。

よって、建築主がその敷地について、所有権あるいは使用する権利があるか否かについては、確認審査に当たっての判断要素とはならず、当時、三重県桑名土木事務所が行った確認処分について違法性はない。

● 市長公室（秘書室）

憲法の政教分離の原則に関する解釈については、数次の最高裁判所判決により確定されているところであり、昭和 52 年 7 月 13 日の最高裁判所判決では、憲法第 20 条第 1 項後段にいう宗教団体、同法第 89 条に言う宗教上の組織若しくは団体とは、「宗教と何らかの関わり合いのある行為を行っている組織ないし団体全てを意味するものでなく、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものである」としている。

また、憲法第 20 条第 3 項にいう宗教的活動とは、「およそ国（地方公共団体を含む。以下同じ。）及びその機関の活動で、宗教との関わり合いを持つ全ての行為を示すものではなく、その関わり合いが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限界を超えるものに限られると言うべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言う」と解すべきである。そして、「ある行為が上記にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当っては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響など、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」としている。

当然ながら自治会とは、一般的に、一定区域において居住ないし営業する全ての世帯と事業所を組織することを目指し、その区域内に生ずる様々な協同の問題に対処することを通して、地域住民の生活及び環境の保持を図るための住民自治組織であることから、特定の宗教団体ではない。

請求人のいう公金の支出の禁止については、平成元年 9 月 5 日の最高裁判例では、「交際費は地方自治法施行規則第 15 条第 2 項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費であり、行政実例や判例などから、一般的に地方公共団体の長またはその執行機関が行政執行上、あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費である」と解されている。

地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、また、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは容認されるべきと解され、普通公共団体の長による交際費の支出は、長の裁量が認められている。

市長の交際費については、一般的に接遇経費、折衝経費、儀礼経費、賛助経費、雑費に大別され、平成 16 年 12 月 6 日付けの市長交際費執行基準内規で、1 交際費の執行範囲、(3)の「行政上関係のある者及び団体への接遇、儀礼、交際費等にかかるものの支出に限る」としている。

以上のことから、当該地域の「◎◎◎講」と称する行事は、同地域の物故者の霊を慰霊するという地域の慰霊祭であって、請求人が主張する特定の宗教団体が行う宗教活動とは断定できず、市長が同地域の慰霊祭のお供えとして支出した金銭は、交際費の中で、通常の儀礼経費として認められている範囲のものである。

第4 監査委員の判断

1 結 論

今回の、桑名市駅西土地区画整理事業の区域内にある、桑名市大字桑名字棚田 296 番地先の赤道及び桑名市大字桑名字棚田 296 番西側の市道本郷門前線の一部が不法に占拠されているとして措置を求めた請求人の主張は、占用そのものが不法とは言いがたく、請求に理由が無いものとして棄却する。

また、請求人の言う「◎◎◎講と称する特定宗教活動」については、当該自治会の物故者慰霊祭であり、特定の宗教活動とは言えないことから、それへの公金の支出についても違法性は無く、請求に理由が無いものとして棄却する。

2 理 由

監査対象事項とした①～⑥の各々の結論理由は以下のとおりである。

① 怠る事実の確認

まず、本件に係る当該赤道（桑名市大字桑名字棚田 296 番地先）は、駅西土地区画整理事業に伴い、土地区画整理法第3条の5に定める事業による国有地の編入同意を平成13年1月23日に受けており、この赤道は、平成15年12月25日付けで三重県知事へ国有財産譲与申請を行い、平成16年4月1日付けで、津財務事務所長から法定外公共財産として譲与を受け、桑名市の行政財産となっている。公図上から見ると赤道の上に家屋が建築されているという状態になっている。

しかしながら、この赤道については、桑名市備え付け土地台帳の記載事項によると、同所 298 番 3 の付け替え道路に示す箇所（登記名義人がD（Aの祖父）で「道敷官地成」と記載されており、明治24年当時に当該赤道はこの298番3に付け替えられ、交換登記等の手続きが未了のまま現在に至っていると推定される。

この部分については、市道本郷2号線の一部ということで市道認定されており、既に供用もされている。さらに、この部分に接続している部分（同所 303 番 2）についても現況は道路で登記名義人がE外1名で、昭和35年4月に分筆され地目上は雑種地となっているが、現況道路として利用されている。この箇所についても赤道の代替として付け替えられ、手続き未了のまま現在に至っていると推定される。

すなわち、2箇所の現況道路が、指摘されている当該赤道の代替施設として現在まで供用されてきたものである。

以上から、当該赤道は2箇所の代替道路用地を提供した上で交換され、登記手続き等は未了であるものの、今日まで平穩無事に占有されており、地元関係者にも現状は認識されており、不法に占有されているものではなく、市に損害を与えているとは言えない。

次に、市道本郷門前線に係る当該地については、建物が存する所は前後と比べ市道幅員が狭くなっていることは現地で確認している。しかしながら、当該地は平成11年1月に境界立会の申請がされたものの、関係地権者の日程調整の関係で立会いは未了のままで、境界は未確定の状態である。

現況の市道幅員は、家屋が増築されている箇所については、一番狭い箇所でも1.8mあり、官有地の幅員として官有地台帳に記載されている0.85間以上の幅員(1.55m)は確保されている。

よって、当該家屋が市道敷地内に建築されているとまでは主張できず、不法占拠されて市民に損害を与えているとは言えない。

以上から、当該土地は、測量、境界確定、分筆、換地、登記等の諸手続きが未了ではあるものの、その占有についてはいずれも違法性、不法性があるとは言えず、よって、請求人が主張する市長及び市職員の「怠る事実」は無いと判断した。

② 市行政財産に対する法の支配の実現

請求人からの措置請求については、当該土地が不法占拠であるということを前提に「市行政財産に対する法の支配の実現」を求めているが、上記①のとおり、いずれも不法占拠ではないことから、請求の根拠がないと判断した。

③ 不法行為に対する損害賠償請求

②と同様に、請求人からの措置請求については、当該土地が不法占拠であるということを前提に「不法行為に対する損害賠償請求」を求めているが、上記①のとおり、いずれも不法占拠ではないことから、請求の根拠がないと判断した。

④ 正しい固定資産税の徴収と道路占有料の徴収

土地に係る固定資産税は、地方税法第343条の規定により土地の所有者に課税するもので、使用者、占有者や借地人には課税できないこととなっており、今回の請求内容にある赤道及び市道については、桑名市の行政財産であることから、地方税法第348条の規定により、所有者である桑名市に対して課税はできない。

したがって、固定資産税上は、仮に道路を不法占有している場合においても、その占有している者に、占有している土地に係る固定資産税を課税することはできないものである。

次に、建物に係る固定資産税については、請求のあった当該家屋については、現に

課税されている。

なお、仮に違法建築物であったとしても地方税法第 341 条及び第 359 条の規定により当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在における固定資産と認定されるものであれば課税客体となるものである。

よって、請求人が求める「正しい固定資産税の徴収」には該当せず、道路占用料についても、①で述べたように、付け替え道路として代替地が提供されているので、徴収できないものと判断した。

⑤ 駅西土地区画整理事業以前に違法占有者建築物の取り壊し命令の発令

当該土地に存在する建物については、昭和 53 年 5 月に増築として建築確認申請が出されたもので、増築面積が 53.28 m²、既設部分面積は 383.13 m²で合わせて 436.41 m²である。

建築基準法第 6 条第 1 項に基づく建築確認申請は、建築主が一定の建築物を建築しようとする場合には、事前にその建築計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならないと定めている。

建築主事が行う建築確認は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 の規定により、申請者が提出する確認申請書及び添付図書に記載されている内容に基づき、建築基準関係規定に適合することを公権的に判断する行為に過ぎず、私法上の権利関係を含め、それ以外の他の法律・命令等に係る事項について、建築確認の対象とするものではない。

よって、建築主がその敷地について、所有権あるいは使用する権利があるか否かについては、確認審査に当たっての判断要素とはならず、当時、三重県桑名土木事務所が行った確認処分について違法性は問えない。

以上により、当該建築物が違法であるとは断定できず、請求人が求める「駅西土地区画整理事業以前に違法占有者建築物の取り壊し命令の発令」については、建築基準法上違法とは言えない建築物の取り壊し命令の発令はできないものと判断した。

⑥ 特定宗教活動に対する公金の支出禁止

請求人が「◎◎◎講」と称するものについては、地域の自治会が前年度中に亡くなられた物故者を慰霊する自治会の慰霊祭であり、自治会長から招待を受けて市長が出席しているものであって、このことは、請求人が補足証拠資料として提出した自治会の年間行事予定表にも、明確に自治会行事としての「慰霊祭」と表記されており、「特定の宗教活動」と言うものではない。

特定宗教団体とは、特定の宗教の信仰、礼拝、普及などの宗教活動を行うことを目的とした組織であり、自治会行事としての「慰霊祭」は、請求人が言うような特定宗教活動とは言えないものである。

よって、当該慰霊祭へのお供え物に係る公金支出については、地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目の交際費の節から、長の裁量により支出される儀礼としての経費であり、かつ社会通念上認められる範囲の金額であり、違法な公金支出とは言えず、市に損害を与えたとは言えない。

したがって、請求人が求める「特定宗教活動に対する公金の支出禁止」についても、請求の根拠がないと判断した。

附 言

なお、担当部局におかれては、業務の遂行に当たり、市職員として、市民への対応については、今後とも十分配慮をされ、いやしくもそのことで、市民との信頼関係を損ねることのないよう、慎重な姿勢で取り組まれるよう要望するものである。